

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の 充実を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の蔓延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てを始めとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。

その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。

よって、国及び政府においては、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 一、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 一、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 一、令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする。延長する場合は、全額国庫負担とすること。
- 一、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。延長する場合は、全額国庫負担とすること。
- 一、炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月21日

寝屋川市議会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣、
内閣官房長官、経済再生担当大臣、総務大臣

飲食店等に対する「大阪府営業時間短縮協力金」を一日も早く 支給するよう大阪府に要望する意見書

緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置の発令に伴う営業時間短縮などの要請に協力いただいた飲食店等に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び事業継続を目的に支給される協力金については、その制度の趣旨に照らし、一日も早く支給を完了することが必要不可欠であることは言うまでもない。

しかしながら、大阪府では申請から支給に至るまで数か月を要することもあり、新聞やテレビでも他の自治体に比べて支給率が低いと報じられるなど府の対応の遅れが問題となっていた。

大阪府は人員体制を強化し対応に当たっているとのことであるが、7月中に受付を開始した協力金支給に対しても、多くの自治体に比べて府は遅れを取った状況である。また、新たに制度化された緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置の期間内であっても協力金を支給することができる、いわゆる「先払い制度」についても、若干の遅れがあり、人員体制が強化されているとは言い難い現状である。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために営業時間短縮などの要請に協力いただいた飲食店等に支援する本件協力金の支給が遅れることによって事業継続が立ち行かなくなる、といった数多くの声にも真摯に耳を傾け、より一層、経営者側に立った大阪府の対応が今こそ強く求められるところである。

以上のことから、大阪府には飲食店等に対する「大阪府営業時間短縮協力金」を一日も早く支給するよう要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月21日

寝屋川市議会

(提出先) 大阪府知事

出産育児一時金の増額を求める意見書

厚生労働省によると令和元年度の出産費用が正常分娩の場合、全国平均額は約46万円で、室料差額等を含む費用の全国平均額は約52万4,000円となっている。出産に掛かる費用は年々増加し、費用が高い都市部では現在の42万円の出産育児一時金の支給額では賄えない状況になっており、平均額が約62万円と最も高い東京都では、現状、出産する人が約20万円を持ち出している計算となる。

国は、平成21年10月から出産育児一時金を原則42万円に増額し、平成23年度にそれを恒久化、平成27年度には一時金に含まれる産科医療補償制度掛金分を引き下げ、本来分を引き上げた。今後、医療機関から費用の詳しいデータを収集し実態を把握した上で増額に向けて検討することとしている。

令和元年の出生数は86万5,234人で、平成30年に比べ5万3,166人減少し過去最少となった。少子化克服に向け、安心して子どもを産み育てられる環境を整えるためには、子育てのスタート期に当たる出産時の経済的な支援策を強化することは欠かせないところである。

よって、国及び政府においては、出産育児一時金を引き上げることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月21日

寝屋川市議会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、
総務大臣

選択的夫婦別姓制度の法制度についての議論を求める意見書

平成 30 年 2 月に内閣府が公表した世論調査において、夫婦同姓も夫婦別姓も選べる『選択的夫婦別姓制度』の導入に賛成または容認すると答えた国民は、反対と答えた国民を大きく上回ったことが明らかになった。

しかし、現行の民法では、婚姻時に夫婦のいずれか一方が姓を改めることと規定している。このため、望まない改姓をすることで、自己同一性の喪失感を伴う、一部の資格証では旧姓の使用が認められない、姓を維持するために法的な保障の少ない事実婚を選択せざるを得ないなどの問題も生じている。

政府は旧姓の通称使用の拡大の取組を進めているが、ダブルネームを使い分ける負担の増加、社会的なダブルネーム管理コスト、個人識別の誤りのリスクやコストを増大させる等の問題も指摘されている。また、通称使用では、自己同一性の喪失感を解消するものにはならず、根本的な解決策とはならない。

また、少子高齢化による一人っ子同士の結婚や子連れ再婚、高齢での結婚が増え、改姓を望まないと考える人や現行の民法では改姓をしなければならないことから結婚を諦めてしまう人がいるため、一層非婚や少子化につながる要因にもなっている。

このような状況から、国連の女子差別撤廃委員会は、日本政府に対し女性が婚姻前の姓を保持する選択を可能にするよう再三にわたり民法の改正を勧告している。

国内においても、平成27年12月の最高裁判決に引き続き、令和 3 年 6 月の最高裁決定においても、夫婦同姓規定が合憲とされる一方、夫婦の姓に関する制度の在り方については、国会で論ぜられ、判断されるべきであるとされたところだが、依然として国会での議論は進んでいない。

よって、国及び政府においては、選択的夫婦別姓制度の法制度についての積極的な議論を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 3 年 9 月 21 日

寝屋川市議会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、総務大臣

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する 支援等に関する法律の改正を求める意見書

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律が施行され、約 10 年が経過しようとしている。障害者への虐待防止、障害者の尊厳を守ることが目的に成立した法律だが、残念なことに、近年、障害者が虐待される事案が増加傾向にある。

令和 2 年に兵庫県神戸市内で精神科病院における卑劣な虐待事案が発生した事を受け、国においても全国の都道府県及び政令指定都市を対象に精神科病院における虐待に関する調査が実施されたところではあるが、現行の法律において虐待発見時の市町村への通報義務は障害者福祉施設における障害者虐待に限られており、医療機関における障害者虐待は対象外となっているのが現状である。患者に対する虐待、人権侵害は断じて許してはならず、虐待防止の更なる推進、虐待の早期発見、被虐待者の救済、自立支援を速やかに行える体制を確立する必要がある。

よって、本市議会は国及び政府に対し障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律を改正し、虐待発見時の市町村への通報義務対象に医療機関における障害者虐待を加える事を強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 3 年 9 月 21 日

寝屋川市議会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣